

雇児母発 0227 第 4 号
平成 27 年 2 月 27 日

公益社団法人日本助産師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平素から、母子保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

母体保護法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 26 号）が本日付で公布、施行され、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号）の一部が改正されたところです。その改正の趣旨等について、別紙のとおり、都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知しました。

つきましては、貴職におかれましても、当該内容及び取扱いについて、貴会会員への周知を図るとともに、今後の円滑な制度運用に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

雇児母発 0227 第 3 号
平成 27 年 2 月 27 日

各

都道府県
政令市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

母体保護法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

母体保護法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 26 号）が本日付けで公布、施行され、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「規則」という。）の一部が改正されたところですが、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項に規定する受胎調節実地指導員に係る認定講習（以下「認定講習」という。）については、規則第 17 条第 1 号において、認定講習の認定基準としてその受講資格は助産師、保健師又は看護師である旨が規定されている。

一方、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条第 1 号に規定する学校及び同条第 2 号に規定する助産師養成所（以下「助産師学校等」という。）については、助産師の養成課程の教育内容が認定講習の科目に適合するため、その多くが認定講習の認定を受けているところである。

このように、助産師の多くについては、助産師の養成課程の中で受胎調節実地指導員に必要な知識を学んでおり、新たな知識の修得を目的として認定講習を受講する必要性が乏しいため、認定講習の認定を受けている助

産師学校等に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者については、当該助産師学校等が実施する認定講習を受講できることとした。

第2 改正の内容

- 1 助産師学校等が認定講習の実施者である場合は、保健師、助産師及び看護師に加え、当該助産師学校等に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者も認定講習の受講資格を有することとする。(規則第17条第1号関係)
- 2 その他所要の改正を行うこと。(規則第16条関係)

第3 留意事項

- 1 助産師学校等に在学中の者を認定講習の受講対象者としてしたこととした助産師学校等は、規則第16条第6号の「受講者の受講資格」に変更があったこととなるため、規則第18条に基づき、すみやかに当該認定講習の認定を受けた都道府県知事に変更の届出を行わなければならないこと。
- 2 認定講習の認定を受けている助産師学校等に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者については、当該助産師学校等においてその認定講習に適合する教科内容における各授業科目の課程を終了し、かつ成績審査に合格した時点で認定講習を終了したこととなること。したがって、当該助産師学校等は、その認定講習に適合する教科内容を終了した者に対しては、当該助産師学校等を卒業しなくとも認定講習の終了を証する書面を交付する必要があることに留意すること。

なお、受胎調節実地指導員の指定を受ける要件は、助産師、保健師又は看護師の免許を有すること及び認定講習を終了したことであるため、例えば、当該助産師学校等において認定講習に適合する教科内容を終了したが、助産師免許を取得するに至らなかった場合でも、看護師免許を取得するに至った場合については、法第15条第2項に基づき受胎調節実地指導員の指定を受けることができることに留意すること。

第4 施行期日

この省令は、公布日（平成27年2月27日）から施行すること。

○厚生労働省令第二十六号

母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十五条第二項及び母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)第八条の規定に基づき、母体保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

母体保護法施行規則の一部を改正する省令
母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
第十六条第六号中「資格」を「受講資格」に改める。

第十七条第一号中「保健師又は看護師」を「保健師若しくは看護師又は保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産師養成所(これらの者が認定講習の実施者である場合に限り)に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

母体保護法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文 目次

○ 母体保護法施行規則(昭和二十七年法律第三十二号) (抄) 1

改正案	現行
<p>（認定の申請）</p> <p>第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 受講者の受講資格及び定員</p> <p>七 十二（略）</p> <p>（認定講習の認定基準）</p> <p>第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受講資格は、助産師、保健師若しくは看護師又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産師養成所（これらの者が認定講習の実施者である場合に限る。）に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者であること。</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（認定の申請）</p> <p>第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 受講者の資格及び定員</p> <p>七 十二（略）</p> <p>（認定講習の認定基準）</p> <p>第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受講資格は、助産師、保健師又は看護師であること。</p> <p>二 五（略）</p>